

# 福井県警察の組織に関する訓令

昭和 6 3 年 3 月 3 1 日  
福井県警察本部訓令第 3 号

改正

平成元年 3 月 15 日本部訓令第 3 号	平成 2 年 3 月 19 日本部訓令第 2 号	平成 3 年 3 月 5 日本部訓令第 5 号
平成 3 年 12 月 1 日本部訓令第 12 号	平成 4 年 3 月 25 日本部訓令第 9 号	平成 4 年 7 月 8 日本部訓令第 13 号
平成 4 年 10 月 30 日本部訓令第 19 号	平成 5 年 3 月 24 日本部訓令第 7 号	平成 6 年 3 月 25 日本部訓令第 8 号
平成 6 年 10 月 14 日本部訓令第 24 号	平成 7 年 3 月 13 日本部訓令第 8 号	平成 8 年 3 月 25 日本部訓令第 4 号
平成 8 年 5 月 23 日本部訓令第 6 号	平成 9 年 3 月 19 日本部訓令第 8 号	平成 10 年 3 月 18 日本部訓令第 6 号
平成 11 年 3 月 3 日本部訓令第 8 号	平成 12 年 3 月 15 日本部訓令第 4 号	平成 12 年 4 月 1 日本部訓令第 11 号
平成 13 年 3 月 22 日本部訓令第 8 号	平成 14 年 3 月 19 日本部訓令第 6 号	平成 14 年 5 月 27 日本部訓令第 23 号
平成 15 年 3 月 4 日本部訓令第 4 号	平成 16 年 2 月 16 日本部訓令第 4 号	平成 16 年 3 月 19 日本部訓令第 13 号
平成 16 年 9 月 28 日本部訓令第 34 号	平成 17 年 3 月 17 日本部訓令第 15 号	平成 17 年 3 月 29 日本部訓令第 22 号
平成 17 年 9 月 14 日本部訓令第 39 号	平成 17 年 10 月 31 日本部訓令第 42 号	平成 18 年 2 月 6 日本部訓令第 4 号
平成 18 年 3 月 16 日本部訓令第 11 号	平成 18 年 6 月 28 日本部訓令第 40 号	平成 18 年 9 月 22 日本部訓令第 46 号
平成 19 年 3 月 2 日本部訓令第 6 号	平成 19 年 3 月 30 日本部訓令第 21 号	平成 19 年 7 月 31 日本部訓令第 32 号
平成 20 年 3 月 17 日本部訓令第 5 号	平成 20 年 5 月 1 日本部訓令第 24 号	平成 20 年 7 月 16 日本部訓令第 27 号
平成 21 年 3 月 5 日本部訓令第 5 号	平成 21 年 6 月 22 日本部訓令第 27 号	平成 21 年 9 月 30 日本部訓令第 35 号
平成 22 年 3 月 19 日本部訓令第 12 号	平成 22 年 6 月 30 日本部訓令第 40 号	平成 23 年 2 月 25 日本部訓令第 5 号
平成 23 年 6 月 27 日本部訓令第 21 号	平成 24 年 3 月 9 日本部訓令第 5 号	平成 25 年 3 月 12 日本部訓令第 3 号
平成 25 年 6 月 7 日本部訓令第 20 号	平成 26 年 3 月 17 日本部訓令第 8 号	平成 26 年 4 月 1 日本部訓令第 26 号
平成 26 年 6 月 20 日本部訓令第 29 号	平成 27 年 3 月 2 日本部訓令第 8 号	平成 28 年 3 月 14 日本部訓令第 11 号
平成 28 年 11 月 22 日本部訓令第 51 号	平成 29 年 3 月 14 日本部訓令第 4 号	平成 29 年 3 月 31 日本部訓令第 18 号
平成 29 年 6 月 29 日本部訓令第 23 号	平成 30 年 3 月 14 日本部訓令第 4 号	平成 30 年 3 月 30 日本部訓令第 14 号
平成 30 年 11 月 16 日本部訓令第 24 号	平成 31 年 2 月 27 日本部訓令第 6 号	令和元年 8 月 22 日本部訓令第 23 号
令和 2 年 3 月 4 日本部訓令第 8 号	令和 2 年 3 月 27 日本部訓令第 20 号	令和 2 年 4 月 20 日本部訓令第 24 号
令和 2 年 8 月 28 日本部訓令第 31 号	令和 3 年 3 月 10 日本部訓令第 7 号	令和 3 年 8 月 6 日本部訓令第 25 号
令和 4 年 3 月 11 日本部訓令第 2 号	令和 5 年 2 月 27 日本部訓令第 2 号	令和 6 年 3 月 1 日本部訓令第 5 号

福井県警察の組織に関する訓令（昭和 3 7 年福井県警察本部訓令第 8 号）の全部を改正する。

## 福井県警察の組織に関する訓令

（目的）

第 1 条 この訓令は、福井県警察の組織等に関する規則（昭和 3 5 年福井県公安委員会規則第 1 0 号）第 5 9 条の規定に基づき、福井県警察の組織に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（職員の職）

第 2 条 福井県警察に置く警察職員（以下「職員」という。）の職は、別に定めがあるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 警察本部（以下「本部」という。）においては、課長補佐、隊長補佐、主任研究員、分駐隊長、分室長、専門員、係長、小隊長、研究員、主任、主査、係員、隊員、主事、統括少年警察補導員、統括交通巡視員、主任少年警察補導員及び主任交通巡視員
- (2) 警察学校（以下「学校」という。）においては、校長補佐、専門員、係長、主任、主査、係員及び主事

- (3) 警察署においては、課長、課長代理、分庁舎長、専門員、交番所長、駐在所長、係長、主任、主査、係員、主事、統括少年警察補導員、統括交通巡視員、主任少年警察補導員及び主任交通巡視員

2 前項に定める職員以外の職及びその職務は、別表第1に掲げるとおりとする。

(職員の職務)

第3条 前条第1項に定める職員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 課長補佐は、命を受け、課の事務を分掌して課長を補佐し、部下の職員を指揮監督する。
  - (2) 隊長補佐は、命を受け、隊の事務を分掌して隊長を補佐し、部下の職員を指揮監督する。
  - (3) 分駐隊長は、命を受け、隊の事務を分掌して隊長を補佐し、部下の職員を指揮監督する。
  - (4) 分室長は、命を受け、課の事務を分掌して課長を補佐し、部下の職員を指揮監督する。
  - (5) 校長補佐は、命を受け、学校の事務を分掌して校長を補佐し、部下の職員を指揮監督する。
  - (6) 警察署の課長は、命を受け、警察署の事務を分掌し、部下の職員を指揮監督する。
  - (7) 警察署の課長代理は、命を受け、警察署の事務の分掌について課長を補佐し、部下の職員を指揮監督する。
  - (8) 警察署分庁舎の分庁舎長は、命を受け、警察署の事務を分掌し、部下の職員を指揮監督する。
  - (9) 交番所長及び駐在所長は、命を受け、担当所管区内における警察事務を処理し、部下の職員を指揮監督する。
  - (10) 専門員は、命を受け、担当事務を処理し、部下の職員を指揮監督するとともに、勤務を共にする自己よりも下位の職制上の段階（福井県警察職員の標準的な職及び標準職務遂行能力を定める訓令（令和2年福井県警察本部訓令4号）別表に定める人事管理上の職級及び標準的な職が表す職制上の段階をいう。以下同じ。）に属する職員に対し、自己の職務を通じて実務の指導に当たる。
  - (11) 係長、小隊長、分隊長及び主任は、命を受け、担当事務を処理し、部下の職員を指揮監督する。
  - (12) 主査は、命を受け、担当事務に従事するとともに、勤務を共にする自己よりも下位の職制上の段階に属する職員に対し、自己の職務を通じて実務の指導に当たる。
  - (13) 係員、隊員及び主事は、命を受け、担当事務に従事する。
  - (14) 主任研究員及び研究員は、命を受け、担当事務を処理し、部下の職員を指揮監督する。
  - (15) 統括少年警察補導員及び主任少年警察補導員は、命を受け、担当事務を処理し、部下の職員を指揮監督する。
  - (16) 統括交通巡視員及び主任交通巡視員は、命を受け、担当事務を処理し、部下の職員を指揮監督する。
- (係及び分掌事務)

第4条 福井県警察に置く担当課所隊、校長補佐及び係並びに分掌事務は、本部及び学校においては別表第2に、警察署においては別表第3に掲げるとおりとする。

2 地域機動警察隊、交通機動隊、高速道路交通警察隊、機動隊及び原子力施設警備隊は、小隊編成とする。

(庶務担当課)

第5条 次の各号に掲げる課をそれぞれ当該各号の庶務担当課とする。

- (1) 警務部 警務課
- (2) 生活安全部 生活安全企画課
- (3) 刑事部 刑事企画課
- (4) 交通部 交通企画課
- (5) 警備部 公安課

2 庶務担当課は、その属する部の所掌事務に関し総合企画及び連絡調整に当たるものとする。

(講師の委嘱)

第6条 校長は、必要があるときは警察本部長（以下「本部長」という。）の承認を得て、講師を委嘱することができる。

(交番等)

第7条 交番、駐在所、署所在地及び警備派出所に所要の勤務員を置く。

2 交番に交番所長を、駐在所に駐在所長を置くことができる。

(交番等の相互関係)

第8条 署長は、地域警察の効率的運用を図るため、交番、駐在所、署所在地、警備派出所等を相互に連携させるほか、隣接する交番又は駐在所の所管区を結合して運用することができる。

(受持区)

第9条 署長は、本部長の承認を得て、交番、駐在所、署所在地及び警備派出所の所管区又は担当区を分けて、受持区を定めるものとする。

(署長への委任)

第10条 前条を施行するために必要な細部事項は、署長が定めるものとする。

附 則

この訓令は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（平成元年3月15日福井県警察本部訓令第3号）

この訓令は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成2年3月19日福井県警察本部訓令第2号）

この訓令は、平成2年3月26日から施行する。

附 則（平成3年3月5日福井県警察本部訓令第5号）

この訓令は、平成3年3月12日から施行する。

附 則（平成3年12月1日福井県警察本部訓令第12号）

この訓令は、平成3年12月1日から施行する。

附 則（平成4年3月25日福井県警察本部訓令第9号）

この訓令は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成4年7月8日福井県警察本部訓令第13号）

この訓令は、平成4年7月8日から施行する。

附 則（平成4年10月30日福井県警察本部訓令第19号）

この訓令は、平成4年11月1日から施行する。

附 則（平成5年3月24日福井県警察本部訓令第7号）

この訓令は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成6年3月25日福井県警察本部訓令第8号）

この訓令は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成6年10月14日福井県警察本部訓令第24号）

この訓令は、平成6年11月1日から施行する。

附 則（平成7年3月13日福井県警察本部訓令第8号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成8年3月25日福井県警察本部訓令第4号）

この訓令は、平成8年3月25日から施行する。

附 則（平成8年5月23日福井県警察本部訓令第6号）

この訓令は、平成8年6月1日から施行する。

附 則（平成9年3月19日福井県警察本部訓令第8号）

この訓令は、平成9年3月24日から施行する。

附 則（平成10年3月18日福井県警察本部訓令第6号）

（施行期日）

1 この訓令は、平成10年3月24日から施行する。

（刑事調査官設置に関する規程等の廃止）

2 次に掲げる訓令等は、廃止する。

(1) 刑事調査官設置に関する規程（昭和34年福井県警察本部訓令第17号）

(2) 刑事部調査官の設置について（昭和35年刑捜第364号）

附 則（平成11年3月3日福井県警察本部訓令第8号）

この訓令は、平成11年3月9日から施行する。

附 則（平成12年3月15日福井県警察本部訓令第4号）

（施行期日）

1 この訓令は、平成12年3月21日から施行する。

（福井県警察旗等の制式および取扱いに関する訓令の一部改正）

2 福井県警察旗等の制式および取扱いに関する訓令（昭和55年福井県警察本部訓令第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号中「自動車警ら隊旗」を「嶺南機動隊旗」に改め、「自動車警ら隊」を「嶺南機動隊」に改める。

（福井県警察の車両運転技能認定規程の一部改正）

3 福井県警察の車両運転技能認定規程（昭和51年福井県警察本部訓令第8号）の一部を次のように改正する。

第6条中「自動車警ら隊」を「嶺南機動隊」に改める。

（重要事件初動捜査要綱の一部改正）

4 重要事件初動捜査要綱（平成5年福井県警察本部訓令第13号）の一部を次のように改正する。

別記様式1（第8条）中「自ら隊」を「嶺南機動隊」に改める。

（福井県警察暴力団総合対策の推進に関する訓令の一部改正）

5 福井県警察暴力団総合対策の推進に関する訓令（平成11年福井県警察本部訓令第14号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第3号中「、自動車警ら隊長」を削り、「機動隊長」の次に「、嶺南機動隊長」を加える。

附 則（平成12年4月1日福井県警察本部訓令第11号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年3月22日福井県警察本部訓令第8号）

この訓令は、平成13年3月28日から施行する。

附 則（平成14年3月19日福井県警察本部訓令第6号）

この訓令は、平成14年3月25日から施行する。

附 則（平成14年5月27日福井県警察本部訓令第23号）

この訓令は、公布の日から施行する。ただし、別表第2監察課の部の改正規定は、平成14年6月1日から施行する。

附 則（平成15年3月4日福井県警察本部訓令第4号）

この訓令は、平成15年3月10日から施行する。ただし、別表第2高速道路交通警察隊の部の改正規定は、平成15年3月7日から施行する。

附 則（平成16年2月16日福井県警察本部訓令第4号）

この訓令は、平成16年3月1日から施行する。

附 則（平成16年3月19日福井県警察本部訓令第13号）

この訓令は、平成16年3月26日から施行する。

附 則（平成16年9月28日福井県警察本部訓令第34号）

この訓令は、平成16年10月1日から施行する。

附 則（平成17年3月17日福井県警察本部訓令第15号）

（施行期日）

1 この訓令は、平成17年3月25日から施行する。

（福井県警察における文書の管理に関する訓令の一部改正）

2 福井県警察における文書の管理に関する訓令（平成13年福井県警察本部訓令第28号）の一部を次のように改める。

別表第4中「被害者対策」を「被害者支援」に改める。

（福井県警察の少年警察活動に関する訓令の一部改正）

3 福井県警察の少年警察活動に関する訓令（平成14年福井県警察本部訓令第37号）の一部を次のように改める。

第58条中「被害者対策部門」を「被害者支援部門」に改める。

附 則（平成17年3月29日福井県警察本部訓令第22号）

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年9月14日福井県警察本部訓令第39号）

この訓令は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成17年10月31日福井県警察本部訓令第42号）

この訓令は、平成17年11月7日から施行する。

附 則（平成18年2月6日福井県警察本部訓令第4号）

この訓令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 別表第3の改正規定（「松岡」を「永平寺」に改める部分に限る。） 平成18年2月13日

(2) 前号に掲げる規定以外の規定 平成18年3月20日

附 則（平成18年3月16日福井県警察本部訓令第11号）

この訓令は、平成18年3月27日から施行する。ただし、別表第2総務課の部情報公開の項及び同表厚生課の部健康管理の項の改正規定については、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年6月28日福井県警察本部訓令第40号）

この訓令は、平成18年7月3日から施行する。

附 則（平成18年9月22日福井県警察本部訓令第46号）

この訓令は、平成18年10月2日から施行する。

附 則（平成19年3月2日福井県警察本部訓令第6号）

この訓令は、平成19年3月9日から施行する。

附 則（平成19年3月30日福井県警察本部訓令第21号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年7月31日福井県警察本部訓令第32号）

この訓令は、平成19年8月7日から施行する。

附 則（平成20年3月17日福井県警察本部訓令第5号）

この訓令中第1条の規定は平成20年3月26日から、第2条の規定は同年4月1日から施行する。

附 則（平成20年5月1日福井県警察本部訓令第24号）

この訓令は、平成20年5月1日から施行する。

附 則（平成20年7月16日福井県警察本部訓令第27号）

この訓令は、平成20年7月22日から施行する。

附 則（平成21年3月5日福井県警察本部訓令第5号）

この訓令は、平成21年3月16日から施行する。

附 則（平成21年6月22日福井県警察本部訓令第27号）

この訓令は、平成21年6月30日から施行する。

附 則（平成21年9月30日福井県警察本部訓令第35号）

この訓令は、平成21年10月7日から施行する。

附 則（平成22年3月19日福井県警察本部訓令第12号）

この訓令は、平成22年3月29日から施行する。ただし、別表第2生活安全企画課の部企画指導の項及び同表鑑識課の部企画の項の改正規定については、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年6月30日福井県警察本部訓令第40号）  
この訓令は、平成22年7月7日から施行する。

附 則（平成23年2月25日福井県警察本部訓令第5号）  
この訓令は、平成23年3月11日から施行する。

附 則（平成23年6月27日福井県警察本部訓令第21号）  
この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年3月9日福井県警察本部訓令第5号）  
この訓令は、平成24年3月30日から施行する。

附 則（平成25年3月12日福井県警察本部訓令第3号）  
この訓令中第1条の規定は平成25年3月25日から、第2条の規定は同年4月1日から施行する。

附 則（平成25年6月7日福井県警察本部訓令第20号）  
この訓令は、平成25年6月7日から施行する。

附 則（平成26年3月17日福井県警察本部訓令第8号）  
この訓令は、平成26年3月28日から施行する。

附 則（平成26年4月1日福井県警察本部訓令第26号）  
この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年6月20日福井県警察本部訓令第29号）  
この訓令は、平成26年7月20日から施行する。

附 則（平成27年3月2日福井県警察本部訓令第8号）  
この訓令は、平成27年3月10日から施行する。

附 則（平成28年3月14日福井県警察本部訓令第11号）  
この訓令は、平成28年3月28日から施行する。

附 則（平成28年11月22日福井県警察本部訓令第51号）  
この訓令は、平成28年11月30日から施行する。

附 則（平成29年3月14日福井県警察本部訓令第4号）  
この訓令は、平成29年3月27日から施行する。

附 則（平成29年3月31日福井県警察本部訓令第18号）  
この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年6月29日福井県警察本部訓令第23号）  
この訓令は、平成29年7月3日から施行する。

附 則（平成30年3月14日福井県警察本部訓令第4号）  
この訓令は、平成30年3月26日から施行する。

附 則（平成30年3月30日福井県警察本部訓令第14号）  
この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年11月16日福井県警察本部訓令第24号）  
この訓令は、平成30年11月26日から施行する。

附 則（平成31年2月27日福井県警察本部訓令第6号）  
この訓令は、平成31年3月11日から施行する。

附 則（令和元年8月22日福井県警察本部訓令第23号）

この訓令は、令和元年9月1日から施行する。

附 則（令和2年3月4日福井県警察本部訓令第8号）

この訓令は、令和2年3月16日から施行する。

附 則（令和2年3月27日福井県警察本部訓令第20号）

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年4月20日福井県警察本部訓令第24号）

この訓令は、令和2年4月27日から施行する。

附 則（令和2年8月28日福井県警察本部訓令第31号）

この訓令は、令和2年9月14日から施行する。

附 則（令和3年3月10日福井県警察本部訓令第7号）

この訓令は、令和3年3月22日から施行する。

附 則（令和3年8月6日福井県警察本部訓令第25号）

この訓令は、令和3年8月16日から施行する。

附 則（令和4年3月11日福井県警察本部訓令第2号）

この訓令は、令和4年3月28日から施行する。

附 則（令和5年2月27日福井県警察本部訓令第2号）

この訓令は、令和5年3月13日から施行する。

附 則（令和6年3月1日福井県警察本部訓令第5号）

この訓令は、令和6年3月21日から施行する。

別表第1（第2条関係）

組 織	職	職 務
警務部	監察官付	命を受け、監察に関して監察官を補佐する。
総務課	取調べ監督室長	命を受け、被疑者取調べの適正を確保するための監督の措置に関して課長を補佐し、部下の職員を指揮監督する。
県民サポート課	広報官	命を受け、警察広報に関する企画、指導、調査及び研究に関して課長を補佐し、部下の職員を指揮監督する。
警務課	人事管理室長	命を受け、人事、採用及び給与の管理に関して課長を補佐し、部下の職員を指揮監督する。
	柔道師範	命を受け、柔道及びその他の術科指導に関して課長を補佐し、部下の職員を指揮監督する。
	剣道師範	命を受け、剣道及びその他の術科指導に関して課長を補佐し、部下の職員を指揮監督する。
監察課	苦情管理統括官	命を受け、苦情の受理、処理及び苦情業務の管理に関する総合的な企画、指導、調整、調査及び研究に関して課長を補佐し、部下の職員を指揮監督する。
生活安全企画課	犯罪防止対策室長	命を受け、犯罪の防止に関する企画、指導、調査及び調整に関して課長を補佐し、部下の職員を指揮監督する。
	県民安全情報官	命を受け、県民の安全に資する情報の提供に関して課長を補佐し、部下の職員を指揮監督する。
地域指導課	鉄道警察隊長	命を受け、鉄道警察に関する業務の遂行について課長を補佐し、部下の職員を指揮監督する。
	通信指令室長	命を受け、通信指令に関する企画、指導、調査及び調整に関して課長を補佐し、部下の職員を指揮監督する。
	通信指令官	命を受け、通信指令、緊急配備等及び警察無線通話に関する業務の遂行について課長を補佐し、部下の職員を指揮監督する。
人身安全・少年課	少年サポートセンター室長	命を受け、少年サポートセンター室が行うサポート活動、少年相談、少年補導等に関して課長を補佐し、部下の職員を指揮監督する。
	少年事件指導官	命を受け、立証上問題が生じるおそれがある少年事件に関する指導等に関して課長を補佐し、部下の職員を指揮監督する。
	児童虐待対策専門官	命を受け、児童虐待事案への対処、児童相談所等の関係機関との連携及び調整並びに児童虐待に係る専門的対応に関する指導教養に関して課長を補佐し、部下の職員を指揮監督する。
	人身安全対策室長	命を受け、人身安全対策に関して課長を補佐し、部下の職員を指揮監督する。
生活環境課	生活安全特別捜査隊長	命を受け、生活環境課の所掌する生活安全部門の事件捜査に関して課長を補佐し、部下の職員を指揮監督する。
サイバー犯罪対策課	サイバー戦略室長	命を受け、サイバー戦略に関する企画、指導、調査及び調整に関して課長を補佐し、部下の職員を指揮監督する。
地域機動警察隊	水上警察隊長	命を受け、水上警察に関する業務の遂行について課長を補佐し、部下の職員を指揮監督する。

刑事企画課	捜査支援室長	命を受け、捜査支援に関して課長を補佐し、部下の職員を指揮監督する。
	取調べ指導官	命を受け、取調べの高度化・適正化を図るための指導及び教養並びに取調べに際しての助言に関して課長を補佐し、部下の職員を指揮監督する。
捜査第一課	刑事事件捜査指導官	命を受け、重要事件等の捜査に関して課長を補佐し、部下の職員を指揮監督する。
	検視官室長	命を受け、検視に関して課長を補佐し、部下の職員を指揮監督する。
	検視官	
	性犯罪捜査指導官	命を受け、性犯罪の捜査に関する企画、指導、教養及び被害者支援に関して課長を補佐し、部下の職員を指揮監督する。
広域捜査官	命を受け、広域犯罪の捜査に関する企画、指導、調査及び研究に関して課長を補佐し、部下の職員を指揮監督する。	
捜査第二課	知能指導官	命を受け、知能犯罪及び選挙犯罪の捜査に関する企画、指導、調査及び研究に関して課長を補佐し、部下の職員を指揮監督する。
	告訴専門官	命を受け、告訴告発の受理及び処理に関して課長を補佐し、部下の職員を指揮監督する。
組織犯罪対策課	暴力団対策室長	命を受け、暴力団対策に関して課長を補佐し、部下の職員を指揮監督する。
	国際捜査室長	命を受け、国際捜査に関して課長を補佐し、部下の職員を指揮監督する。
	情報分析捜査官	命を受け、犯罪組織に係る情報の分析並びに組織犯罪対策に関する指導、調査及び研究について課長を補佐し、部下の職員を指揮監督する。
鑑識課	鑑識指導官	命を受け、現場鑑識活動に関する企画、指導、調査及び研究に関して課長を補佐し、部下の職員を指揮監督する。
交通企画課	交通事故防止対策室長	命を受け、交通事故防止対策に関して課長を補佐し、部下の職員を指揮監督する。
	交通事故分析官	命を受け、交通事故の分析、調査及び統計並びに交通事故防止対策に関して課長を補佐し、部下の職員を指揮監督する。
	危険行為登録審査官	命を受け、危険行為登録票の登録審査並びに自転車運転者講習制度及び特定小型原動機付自転車運転者講習制度に関して課長を補佐し、部下の職員を指揮監督する。
交通指導課	交通事故事件捜査統括官	命を受け、特定交通事故事件捜査に関して課長を補佐し、部下の職員を指揮監督する。
	交通事故鑑識官	命を受け、特定交通事故事件捜査に関する実況見分及び鑑識活動について現場を指揮する。
	被害者連絡調整官	命を受け、交通事故の被害者支援に関して課長を補佐し、部下の職員を指揮監督する。
	被害者連絡調整官補佐	命を受け、交通事故の被害者支援に関して被害者連絡調整官を補佐し、部下の職員を指揮監督する。
	通告官	命を受け、交通反則通告センターの事務を処理し、部下の職員を指揮監督する。
	通告補佐官	命を受け、交通反則通告センターの事務について通告官を補佐し、部下の職員を指揮監督する。
	交通取締指導官	命を受け、交通指導及び取締りに関する企画、指導、調整及び教養に関して課長を補佐し、部下の職員を指揮監督する。

		る。
運転免許課	登録審査官	命を受け、違反等調査票の登録審査及び点数制度の運用に関して課長を補佐し、部下の職員を指揮監督する。
	講習指導官	命を受け、講習に関する企画、指導、調査及び研究に関して課長を補佐し、部下の職員を指揮監督する。
公安課	外事情報室長	命を受け、外事情報室の分掌する事務に関して課長を補佐し、部下の職員を指揮監督する。
警備課	危機管理室長	命を受け、テロ、災害など危機管理に関する企画、指導、調査及び調整に関して課長を補佐し、部下の職員を指揮監督する。
	警察航空隊長	命を受け、警察航空に関する業務の遂行について課長を補佐し、部下の職員を指揮監督する。
	警衛警備対策室長	命を受け、警衛警備対策室の事務に関して課長を補佐し、部下の職員を指揮監督する。
	警衛警護指導官	命を受け、警衛警護に関する企画、指導、調整及び教養に関して課長を補佐し、部下の職員を指揮監督する。
警察署	会計官	命を受け、本部警務部会計課の分掌する事務について署長を補佐し、部下の職員を指揮監督する。
	刑事官	命を受け、本部生活安全部（地域指導課の分掌する事務を除く。）及び本部刑事部の所掌する事務について署長を補佐し、部下の職員を指揮監督する。
	地域官	命を受け、本部生活安全部地域指導課の分掌する事務について署長を補佐し、部下の職員を指揮監督する。
	交通官	命を受け、本部交通部の所掌する事務について署長を補佐し、部下の職員を指揮監督する。
	警備官	命を受け、本部警備部の所掌する事務について署長を補佐し、部下の職員を指揮監督する。

別表第2（第4条関係）

本部及び学校

課、所、 隊、校	担当課 所隊校 長補佐	係	分 掌 事 務
総務課	秘書	秘書	1 公印（公安委員会の公印を除く。）に関する事 2 本部長の秘書的な事務及び庶務に関する事 3 課の運営に関する特命事項に関する事
公安委員 会事務室	公安委員 会事務	公安委員 会事務	1 公安委員会の公印に関する事 2 公安委員会の秘書的な事務及び庶務に関する事 3 公安委員会への苦情申出に関する事 4 警察署協議会に関する事
	渉外	渉外	1 県議会に関する事 2 その他特命事項に関する事
監 取 督 調 べ 室	取 調 べ 監 督	取 調 べ 監 督	1 被疑者取調べの適正化のための監督に関する事 2 その他特命事項に関する事
県民サポー ト課	広報第一	広報第一	1 広報に関する事 2 音楽隊に関する事
	広報第二		
情報公開 ・相談室	情報公開	情報公開	1 情報の公開に関する事 2 個人情報保護制度の解釈及び運用に関する事
		文書	1 文書管理の企画及び指導に関する事 2 文書の收受及び発送に関する事 3 集中保管文書に関する事 4 法規審査及び公示に関する事 5 文書の点検に関する事 6 本部の沿革に関する事
	警察安全 相談	警察安全 相談	1 警察安全相談に関する事 2 警察安全相談員の運用に関する事 3 広聴に関する事
被害者支 援室	被害者支 援	被害者支 援	1 犯罪被害者支援に関する企画、調査及び総合調整に 関すること。 2 犯罪被害者支援に係る関係機関等の連絡及び調整に 関すること。 3 犯罪被害者支援に関する指導及び教養に関するこ と。 4 犯罪被害者等給付金の支給に関する事 5 国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する事
警務課	警務総務	警務総務	1 部及び警務部各課（留置管理課を除く。）の庶務に 関すること。 2 庁舎警備勤務及び当直に関する事 3 警務警察の運営に関する特命事項に関する事
企画室	企画第一	企画第一	1 所管行政に関する企画、立案及び総合調整に関す ること。 2 事務能率の増進に関する事 3 所管行政に係る国際協力に関する事務の総括に関す ること

			<ul style="list-style-type: none"> <li>4 福井県公安委員会等手数料徴収条例の施行に関する こと。</li> <li>5 警察署長会議に関すること。</li> <li>6 他の部課の分掌に属しないこと。</li> <li>7 その他特命事項に関すること。</li> </ul>
	企画第二	企画第二	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 組織及び定員に関すること。</li> <li>2 勤務制度及び服務に関すること。</li> <li>3 警察署の名称、位置及び管轄区域に関すること。</li> <li>4 ワークライフバランス等の推進に関すること。</li> <li>5 部長会、庶務担当課長会議、管理官会議等に関する こと。</li> <li>6 国家公務員の倫理に関すること。</li> </ul>
人事管理室	人事	人事第一 ～二	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 人事管理の事務に関すること。</li> <li>2 各種昇任試験に関すること。</li> <li>3 職員の分限に関すること。</li> <li>4 職員の休暇に関すること。</li> <li>5 会計年度任用職員の任用に関すること。</li> </ul>
	採用	採用	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 職員の採用、募集及び試験に関すること。</li> <li>2 障がい者雇用の促進に関すること。</li> </ul>
	給与	給与	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 昇格及び昇給事務に関すること。</li> <li>2 給料及び諸手当の予算配分及び支給に関すること。</li> <li>3 給与の入力帳票に関すること。</li> <li>4 職員の給与等の待遇改善に関する調査及び企画に関 すること。</li> <li>5 退職手当に関すること。</li> <li>6 児童手当に関すること。</li> <li>7 公務災害補償に関すること。</li> <li>8 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する こと。</li> </ul>
装備管理室	装備	装備第一 ～二	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 拳銃、弾薬等の管理に関すること。</li> <li>2 服制及び被服に関すること。</li> <li>3 装備資機材の管理、運用、開発及び改善に関するこ と。</li> <li>4 車両の管理に関すること。</li> <li>5 車両運転技能認定に関すること。</li> <li>6 福井県警察機動装備隊の運用に関すること。</li> <li>7 警察有線通信の統制及び使用管理に関すること。</li> <li>8 電話交換業務員の運用に関すること。</li> <li>9 車両管理業務嘱託員の運用に関すること。</li> </ul>
人材育成室	教養	教養第一 ～二	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 警察職員の教養に係る企画、調査及び調整に関する こと。</li> <li>2 通訳及び翻訳業務に関すること。</li> <li>3 外国語の教養に関すること。</li> <li>4 捜査手続に係る総合的な指導に関すること。</li> <li>5 警察官の職務執行能力及び指揮能力の向上に関する こと。</li> <li>6 その他特命事項に関すること。</li> </ul>

		術科指導 第一		1 警察術科に係る企画、調査、指導及び教養に関する こと。	
		術科指導 第二	術科指導 第二	2 交番及び駐在所の安全確保に係る指導、教養及び訓 練に関すること。 3 その他特命事項に関すること。	
会計課		予算	予算	1 予算の編成及び要求に関する こと。 2 予算の管理及び配分に関する こと。	
		管財第一	管財第一	1 財産の整備計画及び調査に関する こと。 2 財産の取得、管理及び処分に関する こと。 3 工事、物品等の入札、契約及び予算の執行に関する こと。	
		管財第二	管財第二	4 庁舎の維持及び管理に関する こと。 5 清掃業務員の運用に関する こと。 6 物品の出納、保管及び処分に関する こと。	
		営繕	営繕	1 営繕工事の設計に関する こと。 2 営繕工事の監理及び検査に関する こと。	
		契約	契約第一 ～二	入札、契約及び予算の執行に関する こと（管財係が分 掌するものを除く。）。	
	監査室	監査企画	監査企画	1 会計の監査に関する こと。 2 遺失物、拾得物に関する こと。	
		監査出納	監査出納	3 遺失物取扱支援員の運用に関する こと。 4 出納事務に関する こと。 5 福井県財務規則に基づく会計検査に関する こと。 6 決算に関する こと。 7 会計事務の指導及び教養に関する こと。 8 会計事務に関する企画、運営及び調査に関する こと。 9 会計業務に関する特命事項に関する こと。	
	厚生課	健康管理室	健康管理	健康管理	1 健康管理に関する こと。 2 ピアサポート制度に関する こと。
			共済・福 利第一	共済・福 利第一	1 警察共済組合に関する こと。 2 恩給に関する こと。 3 福利厚生に関する こと（児童手当に関する ことを除 く）。
			共済・福 利第二	共済・福 利第二	
監察課		表彰	表彰	1 表彰に関する こと。 2 叙位、叙勲及びほう章に関する こと。 3 賞揚金に関する こと。	
		苦情訟務	苦情	警察への苦情申出に関する こと。	
			訟務	1 訟務に関する こと。 2 顧問弁護士の運用に関する こと。	
		監察第一	監察第一	1 監察に関する こと。	
	監察第二	監察第二	2 懲戒に関する こと。		
留置管理課		総務		1 課の庶務に関する こと。 2 課の運営に関する特命事項に関する こと。	

	企画指導	企画指導 第一～二	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 留置管理業務の企画及び調査に関すること。</li> <li>2 留置施設視察委員会の庶務に関すること。</li> <li>3 留置管理業務の指導及び教養に関すること。</li> </ol>
	護送	護送第一 ～二	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 護送業務の管理及び運営に関すること。</li> <li>2 被留置者の護送業務に関すること。</li> </ol>
	留置管理	留置管理	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被留置者の処遇に関すること。</li> <li>2 留置施設の運営に関すること。</li> <li>3 留置管理業務補助員及び留置業務支援職員の運用に関すること。</li> </ol>
		看守第一 ～四	看守業務に関すること。
女性看守 第一～四			
	情報技術企 画課	情報技術 企画	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 警察情報システム等の企画、調査、研究及び調整に関すること。</li> <li>2 DXによる業務の高度化に関すること。</li> </ol>
	情報セキ ュリティ	情報セキ ュリティ	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 情報セキュリティインシデント発生時の措置、調査及び分析に関すること。</li> <li>2 情報セキュリティに係る技術的対策の企画、調査及び研究に関すること。</li> <li>3 情報セキュリティに関する指導及び教養に関すること。</li> <li>4 情報管理に係る監査に関すること。</li> </ol>
セン ス タ ー 室 開 発	開発運用 第一	開発運用 第一	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 警察情報管理システムの開発、改修、運用、保守管理及び研究に関すること。</li> <li>2 警察情報システムの指導・教養に関すること。</li> <li>3 1以外の警察情報システム等の業務の開発及び運用に関すること。</li> </ol>
	開発運用 第二	開発運用 第二	
タ ー 室 セン		照会第一 ～三	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 警察情報管理システムによる照会及び登録に関すること。</li> <li>2 業務に係る指導及び教養に関すること。</li> <li>3 その他照会センターの運用に関すること。</li> </ol>
生活安全企 画課	生活安全 総務	生活安全 総務	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 部並びに生活安全企画課及び生活環境課の庶務に関すること。</li> <li>2 生活安全警察の運営に関する特命事項に関すること。</li> </ol>
	企画指導	企画指導	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 生活安全警察に関する総合的な企画、調査及び調整に関すること。</li> <li>2 生活安全警察に関する法令の調査、研究、指導及び教養に関すること。</li> <li>3 適正捜査に関すること。</li> <li>4 被害者支援に関すること。</li> <li>5 高齢社会対策に関すること。</li> <li>6 繁華街の安全・安心の確保に向けた総合対策に関すること。</li> </ol>

			<ul style="list-style-type: none"> <li>7 特殊開錠用具の所持の禁止等に関する事。</li> <li>8 酩酊者、迷い子その他応急の救護を要する者の保護に関する事。</li> <li>9 自殺総合対策に関する事。</li> <li>10 福井県迷惑行為等の防止に関する条例の施行に関する事。</li> <li>11 部内の他の分掌に属しない事。</li> </ul>
許可等事務担当室	保安	保安	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 銃砲刀剣類等に関する事（生活環境課及び組織犯罪対策課の分掌に属するものを除く。）。</li> <li>2 火薬類に関する事（生活環境課及び組織犯罪対策課の分掌に属するものを除く。）。</li> <li>3 高圧ガスその他の危険物に関する事（生活環境課の分掌に属するものを除く。）。</li> <li>4 核原料物質等、放射性同位元素等、化学兵器の禁止等及び感染症の予防等に関する事（警備課の分掌に属するものを除く。）。</li> </ul>
	営業	営業	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 風俗営業等に関する事（生活環境課の分掌に属するものを除く。）。</li> <li>2 古物営業に関する事（生活環境課の分掌に属するものを除く。）。</li> <li>3 質屋営業に関する事（生活環境課の分掌に属するものを除く。）。</li> <li>4 インターネット異性紹介事業に関する事（生活環境課の分掌に属するものを除く。）。</li> <li>5 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の施行に関する事。</li> <li>6 金属くず営業条例の施行に関する事。</li> <li>7 闘犬、闘鶏、闘牛等取締条例の施行に関する事。</li> </ul>
	警備業	警備業	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 警備業に関する事（生活環境課の分掌に属するものを除く。）。</li> <li>2 探偵業に関する事（生活環境課の分掌に属するものを除く。）。</li> </ul>
犯罪防止対策室	犯罪防止対策	犯罪防止対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 犯罪情勢分析に関する事。</li> <li>2 犯罪の起きにくい社会づくりに関する事。</li> <li>3 自主防犯活動の促進及び防犯情報の提供に関する事。</li> <li>4 安全安心まちづくりに関する事。</li> <li>5 その他犯罪の防止に関する施策の企画、指導、調査及び調整に関する事（人身安全・少年課の分掌に属するものを除く。）。</li> </ul>
	特殊詐欺防止対策	特殊詐欺防止対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 特殊詐欺の被害防止に関する事。</li> <li>2 その他特命事項に関する事。</li> </ul>
地域指導課	総務	総務	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 課の庶務に関する事。</li> <li>2 課の運営に関する特命事項に関する事。</li> </ul>

	地域企画	地域企画	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地域警察に係る総合的な企画、調査及び調整に関すること。</li> <li>2 交番相談員及び臨時交番相談員の運用に関すること。</li> </ol>
	地域指導	地域指導	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地域警察に係る指導及び教養に関すること。</li> <li>2 適正捜査に関すること。</li> <li>3 被害者支援に関すること。</li> <li>4 警ら用無線自動車（地域機動警察隊の分掌に属するものを除く。）及び小型警ら車の運用に関すること。</li> <li>5 職務質問に関すること。</li> </ol>
		職務質問指導	<ol style="list-style-type: none"> <li>6 地域警察活動に係る統計に関すること。</li> <li>7 水難及び山岳遭難に関すること。</li> <li>8 自然災害及び事故災害に関すること。</li> <li>9 福井県遊泳者の事故防止に関する条例の施行に関すること。</li> <li>10 その他特命事項に関すること。</li> </ol>
鉄道警察隊	鉄道警察	鉄道警察	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 鉄道施設における犯罪の予防及び初動措置に関すること。</li> <li>2 鉄道犯罪の取締りに関すること。</li> <li>3 鉄道施設の警戒及び警備に関すること。</li> <li>4 警乗に関すること。</li> </ol>
	通信指令室	指令企画指導	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 通信指令の企画、調査及び指導に関すること。</li> <li>2 緊急配備等の企画、指導及び調整に関すること。</li> <li>3 通信指令システムの企画、指導及び管理に関すること。</li> <li>4 警察無線通信の企画、指導、管理及び運用に関すること。</li> <li>5 通信指令システムの運用に関すること。</li> </ol>
		通信指令官	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 通信指令の運用に関すること。</li> <li>2 通信指令の統計に関すること。</li> <li>3 緊急配備等の運用に関すること。</li> <li>4 警察無線通信の運用に関すること。</li> </ol>
人身安全・少年課	総務	総務	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 課の庶務に関すること。</li> <li>2 課の運営に関する特命事項に関すること。</li> </ol>
	企画指導	企画指導	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 少年警察に関する企画、立案、調査及び調整に関すること。</li> <li>2 人身安全対策に関する企画、立案、調査及び調整に関すること。</li> <li>3 少年関係機関との連絡及び調整に関すること。</li> <li>4 少年関係団体の指導及び育成に関すること。</li> <li>5 少年非行防止及び健全育成対策の企画及び立案に関すること。</li> <li>6 少年を取り巻く有害環境の浄化に関すること。</li> <li>7 少年警察統計に関すること。</li> <li>8 被害者支援に関すること。</li> <li>9 少年関係法令の調査及び研究に関すること。</li> <li>10 少年に対する暴力団の影響の排除に関すること。</li> <li>11 少年事件の指導及び適正捜査に関すること。</li> </ol>

少年サポートセンター室	児童虐待対策	少年相談	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 少年の補導に関する事。</li> <li>2 少年相談に関する事。</li> <li>3 犯罪その他少年の健全な育成を阻害する行為に係る被害少年の保護に関する事。</li> </ol>
		少年補導	<ol style="list-style-type: none"> <li>4 少年警察補導員の運用に関する事。</li> <li>5 少年の立ち直り支援活動に関する事。</li> <li>6 少年の規範意識向上のための取組に関する事。</li> <li>7 スクールサポーターの運用に関する事。</li> <li>8 少年指導委員及び少年警察協助員の運用に関する事。</li> <li>9 その他特命事項に関する事。</li> </ol>
	児童虐待対策	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 児童虐待事案への対処、児童相談所等の関係機関との連携及び調整並びに児童虐待に係る専門的対応に関する指導教養に関する事。</li> <li>2 その他特命事項に関する事。</li> </ol>	
人身安全対策室	人身安全対策第一	人身安全対策第一	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 子供及び女性を対象とする性犯罪等の前兆事案に係る情報収集・分析、行為者の特定、検挙又は指導・警告に関する事。</li> <li>2 1に係る措置結果の情報の発信に関する事。</li> <li>3 レディースガードリーダーの運用及びその他女性の被害防止に向けた取組に関する事。</li> <li>4 その他特命事項の調査及び捜査に関する事。</li> </ol>
	人身安全対策第二	人身安全対策第二	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 人身安全関連事案への対処に関する事。</li> <li>2 ストーカー行為等の規制等に関する事。</li> <li>3 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する事。</li> <li>4 1から3に関する企画、指導、教養及び調整に関する事。</li> </ol>
	人身安全対策第三	人身安全対策第三	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 行方不明者の保護に関する事。</li> <li>2 行方不明者発見活動に関する事。</li> </ol>
生活環境課	指導	指導	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 適正捜査に関する事。</li> <li>2 被害者支援に関する事。</li> <li>3 保安関係事犯、営業関係事犯及び警備業関係事犯に係る捜査の指導に関する事。</li> <li>4 風俗関係事犯等の捜査共助に関する事。</li> <li>5 人身取引に係る関係機関との連絡に関する事。</li> </ol>
		生活経済・福祉犯	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 知的財産権関係事犯及び経済関係事犯の取締りに関すること。</li> <li>2 保健衛生関係事犯の取締りに関すること。</li> <li>3 生活経済事犯の捜査共助に関する事</li> <li>4 経済関係機関及び団体との連絡に関する事。</li> <li>5 公害関係事犯及びその他の環境関係事犯の取締りに関すること。</li> <li>6 軽油引取税に係る地方税法違反の取締りに関すること。</li> <li>7 環境関係機関及び団体との連絡に関する事。</li> <li>8 他の係に属しない法令違反の取締りに関すること。</li> </ol>
	福祉犯	福祉犯事件の指導に関する事。	

生活安全特別捜査隊	生活安全特捜第一	生活安全特捜第一	<ol style="list-style-type: none"> <li>生活経済事犯の捜査に関する事。</li> <li>保安関係事犯の捜査に関する事。</li> <li>風俗営業等及び風俗関係事犯の捜査に関する事。</li> <li>外国人労働者に係る雇用関係事犯の捜査に関する事。</li> </ol>
	生活安全特捜第二	生活安全特捜第二	<ol style="list-style-type: none"> <li>売春関係事犯の捜査に関する事。</li> <li>少年事件及び福祉犯事件の捜査に関する事。</li> <li>その他特命事項の捜査に関する事。</li> </ol>
サイバー犯罪対策課	総務	総務	<ol style="list-style-type: none"> <li>課の庶務に関する事。</li> <li>課の運営に関する特命事項に関する事。</li> </ol>
サイバー戦略室	捜査支援	指導分析	<ol style="list-style-type: none"> <li>適正捜査に関する事。</li> <li>サイバー事案に係る犯罪の捜査指導に関する事。</li> </ol>
		捜査支援	<ol style="list-style-type: none"> <li>福井県警察サイバー犯罪対策テクニカルアドバイザーの運用に関する事。</li> </ol>
	サイバー犯罪特捜	サイバー犯罪特捜第一～二	<ol style="list-style-type: none"> <li>サイバー事案に係る犯罪捜査に関する事（他課の分掌に属するものを除く。）。</li> <li>情報技術の利用に伴う犯罪の捜査支援に関する事。</li> </ol>
	サイバー戦略第一	サイバー戦略第一	<ol style="list-style-type: none"> <li>サイバー空間の脅威に対処する人材育成に関する事。</li> <li>情報技術の利用に伴う犯罪の予防に関する事。</li> <li>部門間連携に関する事。</li> </ol>
	サイバー戦略第二	サイバー戦略第二	<ol style="list-style-type: none"> <li>官民連携に関する事。</li> <li>その他、サイバー戦略に係る企画及び調整に関する事。</li> </ol>
地域機動警察隊	総務	総務	<ol style="list-style-type: none"> <li>隊の庶務に関する事。</li> <li>隊の運営に関する特命事項に関する事。</li> </ol>
	地域支援	地域支援	<ol style="list-style-type: none"> <li>隊の運用及び活動計画に関する事。</li> <li>警ら用無線自動車の広域的運用に関する事。</li> <li>隊員の教養及び訓練に関する事。</li> <li>隊の車両及び装備資機材の管理及び運用に関する事。</li> <li>その他特命事項に関する事。</li> </ol>
水上警察隊	水上警察	水上警察	<ol style="list-style-type: none"> <li>警察用船舶の運用に関する事。</li> <li>警察用船舶、装備品及び船舶係留施設の整備、維持及び管理に関する事。</li> </ol>
	地域機動	第一～二小隊	隊の分掌事務の執行に関する事。
		第三小隊（福井分隊）	
		第四小隊（坂井分隊）	

刑事企画課	刑事総務第一	刑事総務第一	1 部及び刑事部各課の庶務に関する事。 2 刑事警察の運営に関する特命事項に関する事。	
	刑事総務第二	刑事総務第二		
	企画	企画	1 刑事警察に関する総合的な企画、調査及び調整に関する事。 2 捜査運営の合理化に関する事。 3 他の捜査機関との連絡に関する事。 4 被害者支援に関する事。 5 捜査技能伝承官の運用に関する事。 6 部内の他の分掌に属しない事。	
	指導	指導第一	1 刑事警察に関する法令等の調査及び研究に関する事。 2 刑事業務の点検及び指導に関する事。 3 適正捜査に関する事。 4 その他特命事項に関する事。	
		指導第二	1 刑事教養に関する事。 2 司法制度改革の指導及び教養に関する事。 3 公判対応に関する事。 4 取調べの高度化・適正化の指導及び教養に関する事。 5 通信傍受の指導及び教養に関する事。	
捜査支援室	捜査支援企画	捜査支援企画第一～二	1 捜査支援に関する企画、調査、調整、指導及び教養に関する事。 2 照会の運用に関する事。 3 捜査支援資機材の管理・運用に関する事。 4 捜査共助に関する事。 5 指名手配に関する事。 6 犯罪統計に関する事。	
	手口	手口	1 犯罪手口に関する事。 2 刑事日報に関する事。 3 品触に関する事。	
	捜査支援分析	捜査支援分析	1 犯罪分析に関する事。 2 犯罪者プロファイリングに関する事。 3 画像処理、鑑定及び研究に関する事。	
捜査第一課	検視官室	検視企画	1 検視に関する事。 2 広域緊急援助隊刑事部隊に関する事。 3 警察医及び警察歯科医の嘱託に関する事。 4 死体解剖に関する事。	
				検視第一
				検視第二
				検視第三
		強行犯	強行犯	1 凶悪犯の捜査及び指導に関する事。 2 粗暴犯の捜査及び指導に関する事。 3 性犯罪の捜査及び指導に関する事。 4 ストーカー行為等及び配偶者からの暴力等事案に起因する刑法犯の捜査及び指導に関する事。 5 適正捜査に関する事。 6 被害者支援に関する事。
	性犯罪捜査			
	性犯罪特捜			

	強行犯特捜	強行犯特捜第一～二	7 その他特命事項の捜査に関する事。
	特殊犯	特殊犯	1 人質立てこもり及び誘拐事件の捜査の指導に関する事。 2 銃砲及び爆発物を使用した重要事件の捜査の指導に関する事。 3 航空機、船舶等の不法奪取事件の捜査の指導に関する事。 4 過失犯の捜査の指導に関する事。 5 ガス爆発、航空機、列車事故等大規模な事件及び事故の捜査の指導に関する事。 6 放火など火災犯の捜査の指導に関する事。 7 その他特異又は重要事件の捜査の指導に関する事。 8 適正捜査に関する事。 9 被害者支援に関する事。
	科学捜査	科学捜査	1 薬物、化学物質等有害物質を使用した凶悪犯の捜査の指導に関する事。 2 その他科学的な知識及び技術を必要とする事件及び事故の捜査の指導に関する事。 3 適正捜査に関する事。 4 被害者支援に関する事。
	特殊犯特捜	特殊犯特捜	1 特殊犯の捜査に関する事。 2 その他特命事項の捜査に関する事。
	盗犯	盗犯	1 窃盗犯の捜査の指導に関する事。 2 移動警察に関する事。 3 適正捜査に関する事。 4 被害者支援に関する事。
		盗犯特捜第一～二	1 窃盗犯の捜査に関する事。 2 その他特命事項の捜査に関する事。
捜査第二課	知能・選挙	知能・選挙	1 知能犯罪捜査及び選挙犯罪捜査の指導に関する事。 2 知能犯罪関係資料の収集及び整備に関する事。 3 適正捜査に関する事。 4 被害者支援に関する事。
	知能・選挙特捜第一	知能・選挙特捜第一	1 知能犯罪の捜査に関する事。 2 選挙犯罪及び政治資金に係る犯罪の捜査に関する事。
	知能・選挙特捜第二	知能・選挙特捜第二	3 その他特命事項の捜査に関する事。
	告訴	告訴第一～二	1 知能犯罪に係る告訴及び告発事件捜査の企画、指導及び教養に関する事。 2 その他特命事項の捜査に関する事。

組織 犯罪 対策 課	暴力 団 対策 室	実態解明	暴力団対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 暴力団犯罪に係る指導に関すること。</li> <li>2 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の施行に関すること（指定関係業務を除く。）。</li> <li>3 暴力団犯罪捜査の共助に関すること。</li> <li>4 適正捜査に関すること。</li> <li>5 暴力団組織に係る実態解明に関すること。</li> <li>6 その他特命事項に関すること。</li> </ul>
			薬物・銃器対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 軍用拳銃を含む銃器の発見等届出事案に関すること。</li> <li>2 薬物及び銃器犯罪の共助に関すること。</li> <li>3 薬物乱用根絶及び銃器犯罪根絶のための広報啓発活動に関すること。</li> <li>4 薬物及び銃器犯罪対策に係る指導及び教養に関すること。</li> <li>5 薬物及び銃器犯罪に係る被害者支援に関すること。</li> <li>6 適正捜査に関すること。</li> </ul>
			匿名・流動型犯罪対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 匿名・流動型犯罪に係る指導に関すること。</li> <li>2 匿名・流動型犯罪捜査の共助に関すること。</li> <li>3 適正捜査に関すること。</li> <li>4 匿名・流動型犯罪組織等に係る実態解明に関すること。</li> <li>5 その他特命事項に関すること。</li> </ul>
		薬物・銃器犯罪特捜	薬物・銃器犯罪特捜第一～三	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 薬物及び銃器犯罪の捜査に関すること。</li> <li>2 その他特命事項の捜査に関すること。</li> </ul>
		暴力団犯罪特捜	暴力団犯罪特捜	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 暴力団による犯罪に係る事件の捜査に関すること。</li> <li>2 暴力団に係る情報の収集に関すること。</li> <li>3 その他特命事項の捜査に関すること。</li> </ul>
		匿名・流動型犯罪特捜	匿名・流動型犯罪特捜	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 匿名・流動型犯罪組織等による犯罪に係る事件の捜査に関すること。</li> <li>2 匿名・流動型犯罪組織等に係る情報の収集に関すること。</li> <li>3 その他特命事項の捜査に関すること。</li> </ul>
		犯罪収益解明	犯罪収益解明	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 犯罪収益に関する情報の集約、整理及び分析に関すること。</li> <li>2 犯罪による収益の移転防止に関すること。</li> <li>3 その他特命事項に関すること。</li> </ul>
		特殊詐欺対策	特殊詐欺対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 特殊詐欺等の犯罪に係る被害実態の分析・統計に関すること。</li> <li>2 特殊詐欺犯行グループの実態解明に関すること。</li> <li>3 犯行ツール対策に係る指導支援に関すること。</li> <li>4 特殊詐欺等の犯罪に係る被害者支援に関すること。</li> <li>5 その他特命事項に関すること。</li> </ul>

	特殊詐欺特捜	特殊詐欺特捜第一～二	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 特殊詐欺等の犯罪の捜査に関する事。</li> <li>2 その他特命事項の捜査に関する事。</li> </ol>
		特殊詐欺連合捜査	
	情報分析・指導	情報分析・指導	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 犯罪組織に関する情報の集約、整理及び分析に関する事。</li> <li>2 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に基づく暴力団の指定関係業務に関する事。</li> <li>3 組織犯罪対策に係る情報管理システムの運用に関する事。</li> <li>4 情報収集活動等の指導に関する事。</li> <li>5 その他特命事項に関する事。</li> </ol>
国際捜査室	国際捜査	国際捜査	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 国際犯罪対策に係る指導及び教養に関する事。</li> <li>2 国際捜査共助に関する事。</li> <li>3 適正捜査に関する事。</li> </ol>
		国際犯罪特捜	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 国際犯罪捜査に関する事。</li> <li>2 その他特命事項の捜査に関する事。</li> </ol>
	暴排	暴排	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 暴力団排除活動に係る指導・支援に関する事。</li> <li>2 暴迫センター等関係団体に対する助言・指導等に関する事。</li> <li>3 被害回復兼社会復帰アドバイザーの運用に関する事。</li> <li>4 暴力団排除条例の施行に関する事。</li> <li>5 組織犯罪（暴力団犯罪）に係る被害者支援に関する事。</li> <li>6 その他特命事項の捜査に関する事。</li> </ol>
鑑識課	企画指導		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 現場鑑識の企画及び指導に関する事。</li> <li>2 鑑識技能検定に関する事。</li> <li>3 警察犬の嘱託及び運用に関する事。</li> <li>4 似顔絵に関する事。</li> <li>5 行方不明者及び身元不明死体票の整理及び保管に関する事。</li> <li>6 鑑識関係機関及び団体との連絡及び調整に関する事。</li> </ol>
	機動鑑識	機動鑑識第一～三	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 機動鑑識に関する事。</li> <li>2 犯罪鑑識に関する特命事項に関する事。</li> </ol>
	足痕跡	足痕跡	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 足痕跡の鑑定及び研究に関する事。</li> <li>2 足跡手配に関する事。</li> <li>3 足痕跡資料の整理及び保管に関する事。</li> <li>4 足痕跡鑑識技術に関する指導及び研修に関する事。</li> <li>5 足痕跡鑑識に関する特命事項に関する事。</li> </ol>

	写真	写真	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 現場写真・特殊写真及び手配写真に関すること。</li> <li>2 被疑者写真検索システムの運用及び管理に関すること。</li> <li>3 写真鑑識技術に関する指導及び研修に関すること。</li> <li>4 写真鑑識に関する特命事項に関すること。</li> </ol>
	指紋	指紋第一～二	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 指掌紋の鑑定及び研究に関すること。</li> <li>2 指掌紋照会・指名照会及び遺留指掌紋照会に関すること。</li> <li>3 指掌紋鑑識技術に関する指導及び研修に関すること。</li> <li>4 指掌紋記録等の整理及び保管に関すること。</li> <li>5 指掌紋自動識別システムの運用管理に関すること。</li> <li>6 海外渡航者の犯罪経歴証明に関すること。</li> <li>7 指掌紋鑑識に関する特命事項に関すること。</li> </ol>
科学捜査研究所	法医	法医	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 法医学を応用した鑑定及び研究に関すること。</li> <li>2 DNA型照会業務に関すること。</li> <li>3 法医学を応用した科学捜査技術に関連する指導及び研修に関すること。</li> <li>4 現場科学捜査班の業務に関すること。</li> </ol>
	化学	化学	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 化学を応用した鑑定及び研究に関すること。</li> <li>2 化学を応用した科学捜査技術に関連する指導及び研修に関すること。</li> <li>3 現場科学捜査班の業務に関すること。</li> </ol>
	物理	物理	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 物理学を応用した鑑定及び研究に関すること。</li> <li>2 物理学を応用した科学捜査技術に関連する指導及び研修に関すること。</li> <li>3 現場科学捜査班の業務に関すること。</li> </ol>
	心理	心理	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 ポリグラフ検査及び研究に関すること。</li> <li>2 ポリグラフ検査等の科学捜査技術に関連する指導及び研修に関すること。</li> <li>3 現場科学捜査班の業務に関すること。</li> </ol>
	文書	文書	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 文書、偽造通貨等の鑑定及び研究に関すること。</li> <li>2 文書鑑定等の科学捜査技術に関連する指導及び研修に関すること。</li> <li>3 現場科学捜査班の業務に関すること。</li> </ol>
	機動捜査隊	総務	総務
		機動捜査第一～三	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 重要事件の初動捜査に関すること。</li> <li>2 緊急配備事件、その他発生事件の初動捜査に関すること。</li> <li>3 犯罪の多発地域におけるよう撃捜査に関すること。</li> <li>4 その他特命事項の捜査に関すること。</li> </ol>

交通企画課	交通総務	交通総務	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 部並びに交通企画課、交通指導課及び交通規制課の庶務に関すること。</li> <li>2 交通警察の運営に関する特命事項に関すること。</li> </ol>
	企画指導	企画指導	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 交通警察に関する総合的な企画、調査及び調整に関すること。</li> <li>2 交通警察に関する法令の調査、研究、指導及び教養に関すること。</li> <li>3 自転車総合対策に関すること。</li> <li>4 自動車運転代行業に関すること。</li> <li>5 自動運行等の技術を用いたモビリティに関すること。</li> <li>6 緊急自動車の指定等に関すること。</li> <li>7 交通安全活動推進センターに関すること。</li> <li>8 被害者支援に関すること。</li> <li>9 部内の他の分掌に属しないこと。</li> </ol>
交通事故防止対策室	交通事故防止対策	交通事故防止対策	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 交通事故防止の対策に関する企画、調整及び部内における支援に関すること。</li> <li>2 交通関係機関・団体との連絡及び調整に関すること。</li> <li>3 交通安全運動に関すること。</li> <li>4 その他交通事故防止に関する特命事項に関すること。</li> </ol>
	高齢者安全対策	高齢者安全対策	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 高齢運転者の対策に関すること。</li> <li>2 高齢歩行者の安全確保に関すること。</li> </ol>
	事故分析	事故分析	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 交通事故の分析に関すること。</li> <li>2 交通統計に関すること。</li> <li>3 自転車及び特定小型原動機付自転車の危険行為登録に関すること。</li> </ol>
	安全教育	安全教育	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 交通安全教育に関すること。</li> <li>2 交通安全教育機関及び団体との連絡及び調整に関すること。</li> <li>3 自転車運転者講習及び特定小型原動機付自転車運転者講習に関すること。</li> <li>4 地域交通安全活動推進委員に関すること。</li> <li>5 安全運転管理者等に関すること。</li> <li>6 交通安全教育業務嘱託員の運用に関すること。</li> </ol>
交通指導課	取締	取締	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 交通指導及び取締りの企画及び指導に関すること。</li> <li>2 交通取締りの統計に関すること。</li> <li>3 交通街頭活動時の受傷事故防止に関すること。</li> <li>4 広域緊急援助隊交通部隊に関すること。</li> <li>5 自速機の運用に関すること。</li> <li>6 放置駐車対策に係る企画及び調整に関すること。</li> <li>7 交通巡視員の運用に関すること。</li> <li>8 その他特命事項に関すること。</li> </ol>

	事件指導	事件指導	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 交通事故事件捜査の指導に関すること。</li> <li>2 交通事故事件捜査関係の企画及び統計に関すること。</li> <li>3 交通鑑識に関すること。</li> <li>4 3Dレーザースキャナー及び凶化機の運用に関すること。</li> <li>5 適正捜査に関すること。</li> <li>6 被害者支援に関すること。</li> </ol>
	交通特捜	交通特捜	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 交通事故事件の捜査に関すること。</li> <li>2 交通特殊事件の捜査に関すること。</li> <li>3 暴走族対策に関すること。</li> <li>4 その他特命事項の捜査に関すること。</li> </ol>
	福井交通反則 通告センター 室	通告実施	通告実施
交通規制課	企画	企画第一～二	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 交通規制に係る総合的施策の企画、調査及び研究に関すること。</li> <li>2 道路管理者との協議、調整及び先行交通対策に関すること。</li> <li>3 交通公害・災害対策に関すること。</li> <li>4 交通規制の意思決定に関すること。</li> <li>5 緊急通行車両の通行に関すること。</li> </ol>
	規制	規制第一～二	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 交通規制に関すること。</li> <li>2 道路標識・標示の整備及び管理に関すること。</li> <li>3 駐車対策に関すること。</li> <li>4 道路交通保安上の意見照会に関すること。</li> <li>5 道路使用に関すること。</li> <li>6 自動車の保管場所に関すること。</li> </ol>
	安全施設第一 安全施設第二	安全施設	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 交通安全施設等整備事業に関すること。</li> <li>2 信号機の整備及び管理に関すること。</li> <li>3 大型標識の整備及び管理に関すること。</li> </ol>
交通管制センター 室	管制	管制第一～二	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 交通管制システムの企画、調査及び研究に関すること。</li> <li>2 交通管制施設の整備及び管理に関すること。</li> <li>3 交通管制センターの運用及び保全に関すること。</li> <li>4 交通の実態調査に関すること。</li> <li>5 交通情報の収集及び提供に関すること。</li> </ol>
運転免許課	総務	総務	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 課の庶務に関すること。</li> <li>2 課の運営に関する特命事項に関すること。</li> <li>3 運転免許業務嘱託員の運用に関すること。</li> </ol>

運転者サポートセンター室	行政処分	行政処分第一～二	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 運転免許の取消し、停止等に関する事。</li> <li>2 国際免許の運転禁止に関する事。</li> <li>3 行政処分関係の資料に関する事。</li> <li>4 審査及び登録に関する事。</li> <li>5 処分手配登録に関する事。</li> <li>6 行政処分の意見の聴取等に関する事。</li> <li>7 自動車安全運転センターからの照会事項の通知に関する事。</li> <li>8 自動車安全運転センターとの連絡に関する事。</li> <li>9 交通聴聞官の運用に関する事。</li> </ol>
	講習指導	講習指導	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 取消処分者講習に関する事。</li> <li>2 初心運転者講習に関する事。</li> <li>3 若年運転者講習に関する事。</li> <li>4 停止処分者講習、原付講習、更新時講習及び違反者講習に関する事。</li> <li>5 特定任意講習に関する事。</li> <li>6 講習機関の指定、指導及び監督に関する事。</li> <li>7 講習機関の講習指導員等に対する審査及び教養に関する事。</li> <li>8 運転適性検査所の運営に関する事。</li> <li>9 一定の病気にかかっている者等の運転免許の停止等に関する事。</li> <li>10 講習指導支援業務職員の運用に関する事。</li> </ol>
		高齢運転者支援	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 認知機能検査に関する事。</li> <li>2 運転技能検査に関する事。</li> <li>3 高齢者講習に関する事。</li> <li>4 安全運転相談に関する事。</li> <li>5 その他高齢運転者に係る事務に関する事（他係の分掌に属するものを除く。）。</li> </ol>
	免許	免許第一～二	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 運転免許証の作成、再交付及び記載事項変更に関する事。</li> <li>2 運転免許の更新に関する事。</li> <li>3 国外免許に関する事。</li> <li>4 運転免許の登録及び照会に関する事。</li> <li>5 運転免許関係の資料に関する事。</li> <li>6 運転免許をめぐる各種不正事案の措置に関する事。</li> <li>7 更新通知に関する事。</li> <li>8 申請による運転免許の取消しに関する事。</li> <li>9 運転免許事務員の運用に関する事。</li> </ol>
		免許システム	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 運転者管理システムの構築及び運用に関する事。</li> <li>2 その他運転免許に係る特命事項に関する事。</li> </ol>

	試験	試験第一～二	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 運転免許の学科試験、適性試験及び技能試験に関すること。</li> <li>2 運転免許技能試験コースの維持及び管理に関すること。</li> <li>3 外国免許に関すること。</li> <li>4 指定自動車教習所の指定、指導及び監督に関すること。</li> <li>5 再試験に関すること。</li> <li>6 運転免許取得時講習に関すること。</li> </ol>
	奥越分室	奥越試験免許第一～二	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 運転免許の行政処分、試験及び更新に関すること。</li> <li>2 運転免許証の再交付に関すること。</li> <li>3 国外免許に関すること。</li> </ol>
	丹南分室	丹南試験免許	<ol style="list-style-type: none"> <li>4 講習指導に関すること。</li> <li>5 その他運転免許に関すること。</li> </ol>
	嶺南分室	嶺南試験免許	
交通機動隊	総務	総務	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 隊の庶務に関すること。</li> <li>2 隊の運営に関する特命事項に関すること。</li> </ol>
		指導・取締	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 隊の運用及び活動計画に関すること。</li> <li>2 隊員の教養及び訓練に関すること。</li> <li>3 隊の車両及び通信装備の管理に関すること。</li> <li>4 その他特命事項に関すること。</li> </ol>
		第一～二小隊	隊の分掌事務の執行に関すること。
高速道路交通警察隊	総務	総務	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 隊の庶務に関すること。</li> <li>2 隊の運営に関する特命事項に関すること。</li> </ol>
	執行	指導	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 隊の運用及び活動計画に関すること。</li> <li>2 隊員の教養及び訓練に関すること。</li> <li>3 隊の車両及び通信装備の管理に関すること。</li> <li>4 自速機の運用に関すること。</li> <li>5 その他特命事項に関すること。</li> </ol>
		福井第一～三小隊	隊の分掌事務の執行に関すること。
	敦賀分駐隊	敦賀第一～三小隊	隊の分掌事務の執行に関すること。
	若狭上中分駐隊	若狭上中第一～三小隊	隊の分掌事務の執行に関すること。
公安課	警備総務	警備総務	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 部並びに公安課の庶務に関すること。</li> <li>2 警備警察の運営に関する特命事項に関すること。</li> </ol>
	企画	企画	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 警備警察に係る総合的な企画、調査及び調整に関すること。</li> <li>2 警備警察に関する法令等の調査、研究、指導及び教養に関すること。</li> <li>3 被害者支援に関すること。</li> <li>4 部内の他の分掌に属しないこと。</li> </ol>
	資料	資料	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 警備警察に係る資料管理に関すること。</li> <li>2 その他警備警察に関すること。</li> </ol>

	警備犯罪特捜	警備犯罪特捜	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 警備犯罪の捜査及び指導に関すること。</li> <li>2 適正捜査に関すること。</li> <li>3 公安捜査隊に関すること。</li> <li>4 福井県拡声機による暴騒音の規制に関する条例の施行に関すること。</li> </ol>	
	サイバー攻撃対策	サイバー攻撃対策	サイバー攻撃対策に関すること。	
	情報第一	情報第一	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 警備情報の収集、整理その他警備情報に関すること。</li> <li>2 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）の規定に基づく意見の陳述その他の活動に関すること。</li> <li>3 警備警察に関すること。</li> </ol>	
	情報第二	情報第二		
	情報第三	情報第三		
	情報第四	情報第四		
	情報第五	情報第五		
	外事情報室	外事情報第一	外事情報第一	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 外国人に係る警備情報の収集、整理その他外国人に係る警備情報に関すること。</li> <li>2 外国人又はその活動の本拠が外国に在る日本人によるテロリズム（広く恐怖又は不安を抱かせることによりその目的を達成することを意図して行われる政治上その他の主義主張に基づく暴力主義的破壊活動をいう。）に関する警備情報の収集、整理その他これらの活動に関する警備情報に関すること。</li> <li>3 外国人に係る警備犯罪等の捜査に関すること。</li> </ol>
		外事情報第二	外事情報第二	
		外事情報第三	外事情報第三	
警備課	総務	総務	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 課の庶務に関すること。</li> <li>2 課の運営に関する特命事項に関すること。</li> </ol>	
	警備実施	警備実施	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 治安警備に関すること。</li> <li>2 管区機動隊、第二機動隊、特別警備隊及び女性警察官部隊に関すること。</li> <li>3 雑踏警備に関すること。</li> <li>4 集会、集団行進及び集団示威運動に関する条例の施行に関すること。</li> </ol>	
	警護	警護	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 警衛に関すること。</li> <li>2 警護に関すること。</li> <li>3 指定警護要員に関すること。</li> <li>4 その他特命事項に関すること。</li> </ol>	
危機管理室	危機管理	危機管理	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 緊急事態（テロ対策の分掌に属するものを除く。）に対処するための計画及びその実施に関すること。</li> <li>2 その他特命事項に関すること。</li> </ol>	
	災害対策	災害対策	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害警備に関すること（地域指導課の分掌に属するものを除く。）。</li> <li>2 広域緊急援助隊の警備部隊、緊急災害警備隊及び特別警備部隊に関すること。</li> <li>3 防災機関等との協力援助に関すること。</li> <li>4 災害対処に係る専門部隊に関すること。</li> </ol>	
	テロ対策	テロ対策	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 重要施設等におけるテロ対策に関すること。</li> <li>2 緊急事態のうち、武力攻撃事態、武力攻撃予想事態、緊急対処事態、NBCテロその他大量殺傷型テロ事件に対処するための計画及び実施に関すること。</li> <li>3 テロ対処に係る専門部隊に関すること。</li> </ol>	

	飛行	飛行	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 警察用航空機の運用に関する事。</li> <li>2 臨時発着場に関する事。</li> </ol>	
	整備	整備	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 警察用航空機、装備品及び航空基地の整備、維持及び管理に関する事。</li> <li>2 ヘリコプターテレビシステムの管理及び運用に関する事。</li> </ol>	
	警衛警備対策室	警衛総務	警衛総務	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 「全国育樹祭」の開催に伴う警衛に関する事。</li> <li>2 その他特命事項に関する事。</li> </ol>
		警衛総括	警衛総括	
		実施	実施第一～二	
警備 沿道・ 交通		警備 沿道・ 交通		
機動隊	総務	総務	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 隊の庶務に関する事。</li> <li>2 隊の運営に関する特命事項に関する事。</li> </ol>	
		企画・装 備	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 隊の運用及び活動計画に関する事。</li> <li>2 隊員の教養及び訓練に関する事。</li> <li>3 隊の車両及び装備資機材に関する事。</li> <li>4 その他特命事項に関する事。</li> </ol>	
		実施第一 ～二小隊	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 警備実施に関する事。</li> <li>2 専門部隊に関する事。</li> <li>3 隊の分掌事務の執行に関する事。</li> </ol>	
原子力施設 警備隊	総務	総務	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 隊の庶務に関する事。</li> <li>2 隊の車両に関する事。</li> <li>3 隊の運営に関する特命事項に関する事。</li> </ol>	
	企画	企画	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 隊の運用及び活動計画に関する事。</li> <li>2 隊員の教養及び訓練に関する事。</li> <li>3 隊の装備資機材に関する事。</li> <li>4 その他特命事項に関する事。</li> </ol>	
	実施第一	第一～三 小隊	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 原子力関連施設の警戒警備に関する事。</li> <li>2 隊の分掌事務の執行に関する事。</li> <li>3 その他特命事項に関する事。</li> </ol>	
	実施第二	第一～二 小隊		
警察学校	総務	総務	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 学校の庶務に関する事。</li> <li>2 教育主事の運用に関する事。</li> <li>3 学校の運営に関する特命事項に関する事。</li> </ol>	
	指導・厚 生	指導・厚 生	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 規律及び賞罰に関する事。</li> <li>2 身上及び生活指導に関する事。</li> <li>3 生活相談に関する事。</li> <li>4 寮生活に関する事。</li> <li>5 健康管理に関する事。</li> <li>6 福利厚生及び給食に関する事。</li> <li>7 支給品及び貸与品に関する事。</li> </ol>	

	教務	教務第一 ～二	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 入校及び卒業に関する事。</li> <li>2 教養計画及び授業計画に関する事。</li> <li>3 学業成績に関する事。</li> <li>4 校外教養に関する事。</li> <li>5 実務研修に関する事。</li> <li>6 部外講師に関する事。</li> <li>7 任用科及び専科に関する事。</li> <li>8 体育に関する事。</li> <li>9 警備実施に関する事。</li> </ol>
		術科指導	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 術科訓練に関する事。</li> <li>2 その他特命事項に関する事。</li> </ol>

別表第3（第4条関係）

警察署

警察署	課	係	分 掌 事 務
福井	警務	警務教養第一～二	1 本部警務部（会計課及び警務課給与係の分掌を除く。ただし、児童手当、公務災害補償及び警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関することは含む。）の所掌に関する事 2 その他特命事項に関する事。
		警察安全相談	
		取調べ監督	
		護送	
	会計	会計第一～二	1 本部会計課の分掌に関する事。 2 本部警務課給与係（児童手当、公務災害補償及び警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関することを除く。）の分掌に関する事。
	生活安全	生活安全庶務	本部生活安全企画課、人身安全・少年課、生活環境課及びサイバー犯罪対策課の分掌に関する事。
		許認可	
		人身安全対策第一～二	
		少年第一～二	
		生活安全捜査第一	
		生活安全捜査第二	
		少年補導	
	地域第一	指導第一	本部地域指導課の分掌に関する事。
	地域第二	指導第二・通信指令	
	刑事第一	刑事庶務	本部刑事企画課、捜査第一課及び鑑識課の分掌に関する事。
		強行・盗犯第一～七	
		鑑識	
	刑事第二	知能第一～三	本部捜査第二課及び組織犯罪対策課の分掌に関する事。
		匿名・流動型犯罪対策・国際捜査	
		組織犯罪対策第一～三	
	交通第一	交通庶務	本部交通指導課の分掌に関する事。
		交通指導・取締第一～二	
		交通第一～三	
自転車指導・取締			
交通第二	交通安全教育	本部交通企画課、交通規制課及び運転免許課の分掌に関する事。	
	免許・事故分析		
	規制		

	警備	警備第一	本部警備部の所掌に関する事。
		警備第二	
		警備第三	
福井南	警務	警務教養	1 本部警務部（会計課及び警務課給与係の分掌を除く。ただし、児童手当、公務災害補償及び警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する事は含む。）の所掌に関する事。 2 その他特命事項に関する事。
		警察安全相談	
		留置管理	
	会計	会計	1 本部会計課の分掌に関する事。 2 本部警務課給与係（児童手当、公務災害補償及び警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する事を除く。）の分掌に関する事。
	生活安全	生活安全庶務第一～二	本部生活安全企画課、人身安全・少年課、生活環境課及びサイバー犯罪対策課の分掌に関する事。
		生活安全捜査第一～二	
		少年補導	
	地域	指導・通信指令	本部地域指導課の分掌に関する事。
	刑事	刑事庶務	本部刑事部の所掌に関する事。
		強行・盗犯第一～四	
		知能・組織犯罪対策第一～二	
		鑑識	
交通	交通第一～三	本部交通部の所掌に関する事。	
	安全指導		
警備	警備第一	本部警備部の所掌に関する事。	
	警備第二		
鯖江	警務	警務教養	1 本部警務部（会計課及び警務課給与係の分掌を除く。ただし、児童手当、公務災害補償及び警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する事は含む。）の所掌に関する事。 2 その他特命事項に関する事。
		警察安全相談	
		留置管理	
	会計	会計	1 本部会計課の分掌に関する事。 2 本部警務課給与係（児童手当、公務災害補償及び警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する事を除く。）の分掌に関する事。
	生活安全	生活安全庶務	本部生活安全企画課、人身安全・少年課、生活環境課及びサイバー犯罪対策課の分掌に関する事。
		生活安全捜査	
	地域	指導・通信指令	本部地域指導課の分掌に関する事。
	刑事	鑑識・庶務	本部刑事部の所掌に関する事。
		刑事第一～六	
	交通	交通第一～三	本部交通部の所掌に関する事。
	警備	警備	本部警備部の所掌に関する事。

越前	警務	警務教養	1 本部警務部（会計課及び警務課給与係の分掌を除く。ただし、児童手当、公務災害補償及び警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関することは含む。）の所掌に関する事 2 その他特命事項に関する事。
		警察安全相談	
		留置管理	
	会計	会計	1 本部会計課の分掌に関する事。 2 本部警務課給与係（児童手当、公務災害補償及び警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関することを除く。）の分掌に関する事。
	生活安全	生活安全庶務	本部生活安全企画課、人身安全・少年課、生活環境課及びサイバー犯罪対策課の分掌に関する事。
		生活安全捜査	
		少年補導	
	地域	指導・通信指令	本部地域指導課の分掌に関する事。
刑事	鑑識・庶務	本部刑事部の所掌に関する事。	
	刑事第一～六		
交通	交通第一～三	本部交通部の所掌に関する事。	
	安全指導		
警備	警備第一～二	本部警備部の所掌に関する事。	
敦賀	警務	警務教養	1 本部警務部（会計課及び警務課給与係の分掌を除く。ただし、児童手当、公務災害補償及び警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関することは含む。）の所掌に関する事。 2 その他特命事項に関する事。
		警察安全相談	
		署長直轄	
		留置管理	
	会計	会計	1 本部会計課の分掌に関する事。 2 本部警務課給与係（児童手当、公務災害補償及び警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関することを除く。）の分掌に関する事。
	生活安全	生活安全庶務	本部生活安全企画課、人身安全・少年課、生活環境課及びサイバー犯罪対策課の分掌に関する事。
		生活安全捜査	
		少年補導	
	地域	指導・通信指令	本部地域指導課の分掌に関する事。
	刑事	刑事庶務	本部刑事部の所掌に関する事。
強行・盗犯第一～四			
知能・組織犯罪対策第一～二			
鑑識			
交通	交通第一～三	本部交通部の所掌に関する事。	
警備	警備第一	本部警備部の所掌に関する事。	
	警備第二		
小浜	警務	警務教養	1 本部警務部（会計課及び警務課給与係の分掌を除く。ただし、児童手当、公務災害補償及び警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関することは含む。）の所掌に関する事。 2 その他特命事項に関する事。
		署長直轄	
		警察安全相談	
		留置管理	

	会計	会計	1 本部会計課の分掌に関する事。 2 本部警務課給与係（児童手当、公務災害補償及び警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する事を除く。）の分掌に関する事。
	刑 事 生 活 安 全	刑事第一～三	本部刑事部の所掌に関する事。
		鑑識・庶務	
		生活安全庶務	本部生活安全企画課、人身安全・少年課、生活環境課及びサイバー犯罪対策課の分掌に関する事。
		生活安全捜査	
		少年補導	
	地域	指導・通信指令	本部地域指導課の分掌に関する事。
	交通	交通第一～三	本部交通部の所掌に関する事。
		安全指導	
	警備	警備第一	本部警備部の所掌に関する事。
		警備第二	
大野	警務	警務教養	1 本部警務部（会計課及び警務課給与係の分掌を除く。ただし、児童手当、公務災害補償及び警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する事は含む。）の所掌に関する事。 2 その他特命事項に関する事。
		警察安全相談	
		署長直轄	
	会計	会計	1 本部会計課の分掌に関する事。 2 本部警務課給与係（児童手当、公務災害補償及び警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する事を除く。）の分掌に関する事。
	刑 事 生 活 安 全	刑事第一～二	本部刑事部の所掌に関する事。
		鑑識・庶務	
		生活安全	本部生活安全企画課、人身安全・少年課、生活環境課及びサイバー犯罪対策課の分掌に関する事。
少年補導			
地域	指導・通信指令	本部地域指導課の分掌に関する事。	
交通	交通第一～二	本部交通部の所掌に関する事。	
警備	警備	本部警備部の所掌に関する事。	
あわら	警務	警務教養	1 本部警務部（会計課及び警務課給与係の分掌を除く。ただし、児童手当、公務災害補償及び警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する事は含む。）の所掌に関する事。 2 その他特命事項に関する事。
		警察安全相談	
	会計	会計	1 本部会計課の分掌に関する事。 2 本部警務課給与係（児童手当、公務災害補償及び警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する事を除く。）の分掌に関する事。
	刑 事 生 活 安 全	刑事第一～二	本部刑事部の所掌に関する事。
		鑑識・庶務	
		生活安全	本部生活安全企画課、人身安全・少年課、生活環境課及びサイバー犯罪対策課の分掌に関する事。
	地域	指導・通信指令	本部地域指導課の分掌に関する事。
交通	交通第一～二	本部交通部の所掌に関する事。	
警備	警備	本部警備部の所掌に関する事。	

坂井	警務	警務教養	1 本部警務部（会計課及び警務課給与係の分掌を除く。ただし、児童手当、公務災害補償及び警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関することは含む。）の所掌に関する事 2 その他特命事項に関する事。
		警察安全相談	
	会計	会計	1 本部会計課の分掌に関する事。 2 本部警務課給与係（児童手当、公務災害補償及び警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する事を除く。）の分掌に関する事。
	刑事生活安全	刑事第一～五	本部刑事部の所掌に関する事。
		鑑識・庶務	
		生活安全庶務	本部生活安全企画課、人身安全・少年課、生活環境課及びサイバー犯罪対策課の分掌に関する事。
		生活安全捜査	
	少年補導		
地域	指導・通信指令	本部地域指導課の分掌に関する事。	
交通	交通第一～三	本部交通部の所掌に関する事。	
警備	警備	本部警備部の所掌に関する事。	
勝山	警務会計	警務会計	1 本部警務部の所掌に関する事。 2 その他特命事項に関する事。
		警察安全相談	
	刑事生活安全	刑事	本部刑事部の所掌に関する事。
		生活安全	本部生活安全企画課、人身安全・少年課、生活環境課及びサイバー犯罪対策課の分掌に関する事。
	地域	指導・通信指令	本部地域指導課の分掌に関する事。
	交通	交通	本部交通部の所掌に関する事。
警備	警備	本部警備部の所掌に関する事。	
坂井西	警務会計	警務会計	1 本部警務部の所掌に関する事。 2 その他特命事項に関する事。
		警察安全相談	
	刑事生活安全	刑事	本部刑事部の所掌に関する事。
		鑑識・庶務	
		生活安全	本部生活安全企画課、人身安全・少年課、生活環境課及びサイバー犯罪対策課の分掌に関する事。
	地域	指導・通信指令	本部地域指導課の分掌に関する事。
	交通	交通	本部交通部の所掌に関する事。
警備	警備	本部警備部の所掌に関する事。	